

## 沼田市猫の不妊又は去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を行う飼い主等に対し、予算の範囲内において、猫の不妊又は去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号。第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「猫」とは、飼養管理されている猫（営利を目的として飼養している猫を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 猫の飼い主又は所有者の判明しない猫を責任を持って世話している者
- (3) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する獣医師により、前号の猫に手術を受けさせた者
- (4) 世帯全員に市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める者を補助対象とすることができる。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、手術に要した費用の一部として次の掲げる額を限度とし、予算の範囲内で補助する。ただし、手術に要した費用が、次に掲げる額に満たない場合には、その手術費用の額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき3,000円

2 前項に規定する補助金の交付は、1年度につき1世帯3匹を超えない範囲で補助するものとする。ただし、地域の実情等により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の日から3か月以内に、猫の不妊又は去勢手術費補助金交付申請書兼手術実施報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該猫の手術に要した費用に係る領収書の原本
- (2) 申請者本人が確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) 申請者名義の預金通帳の写し等（口座情報がわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに補助金の交付の適否を決定し、猫の不妊又は去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者に対して、速やかに当該申請に係る補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付決定の取り消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

( 補助金の返還 )

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

( その他 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。